

中国税務速報

2017年4月21日

1. 『特別納税調査調整及び相互協議手続管理弁法』の公布に関する公告

国家税務総局は2017年3月17日に「『特別納税調査調整及び相互協議手続管理弁法』の公布に関する公告」（国家税務総局公告2017年第6号）を公布しました。

『弁法』は特別納税調査調整をさらに改善し、具体的には以下の内容が含まれています。

- 1) 特別納税調査調整手続を更に規範化すること
- 2) 無形資産、関連役務取引に関する規定を新規追加すること
- 3) 特別納税調査における重要事項を明確にすること

また、『弁法』は以下のことを定めています。既に事前確認アレンジを申請した企業は特別納税調整対象として見なされることが免除できます。単一機能であり欠損となった企業は、欠損年度に対し同期資料ローカルファイルを準備する義務があります。独立企業間原則に合致しない場合、税務機関が既に損金算入と処理した金額の全額に基づき特別納税調整を実施できる五つの状況を『弁法』において明確にしました。実際の税負担が同じである国内関連者間取引に対し、当該取引により直接的に又は間接的に国家の全体の税収を減少したことがないなら、原則上では特別納税調整を行いません。相互協議プロセスは租税条約の締結一方が特別納税調整を実施したことにより、相手が相応的に調整するようになる協議交渉に適用されますし、二国間、或いは多国間の事前確認にも適用されますが、租税条約の条項解釈或いは実行されている相互交渉プロセスに適用できません。

当該弁法は2017年5月1日より実施されます。国税発〔2009〕2号文第四章、第五章、第十一章と第十二章、国税函〔2009〕188号、国税函〔2009〕363号、国家税務総局公告2014年第54号、国家税務総局公告2015年第16号は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2538695/content.html>

2. 千戸集団名簿管理弁法

国家税務総局は2017年3月17日に「『千戸集団名簿管理弁法』の公布に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2017年7号）を公布しました。

「千戸集団」とは、国家税務総局が管理する重要大企業グループです。本弁法により、千戸集団名簿情報は企業名称、納税者識別番号、統一社会信用コード、グループ名称、上級の企業名称及びその他の租税に関わる情報などの項目を含んでいます。国家税務総局は実際の作業に応じ、千戸集団名簿情報内容を修正します。

本弁法は2017年5月1日より実施されます。『国家税務総局定点連絡企業名簿管理弁法』（国家税務総局公告2013年第18号）は同時に廃止されます。

<http://www.sxs-l-tax.gov.cn/article-8-987d5a6d-578e-48a6-8739-e2da3498e159.html>

3. 個人の不動産譲渡に係る優遇税制の享受可能性の判定に関わる不動産購入時期の問題に関する公告

国家税務総局は2017年3月17日に「個人の不動産譲渡に係る優遇税制の享受可能性の判定に関わる不動産購入時期の問題に関する公告」（国家税務総局公告2017年8号）を公布しました。

個人が不動産を譲渡する際に、所有権紛争等の原因で不動産所有権証明書（不動産権証書を含む、以下も同様です）を適時に取得できない場合、裁判所、仲裁委員会が発行した法律文書により個人が不動産を購入したことが認定できれば、法律本書の発効日を不動産所有権証書の登録時間とみなされ、それに基づいて、納税者が優遇税制を享受できるか否かを判断します。

本公告は2017年4月1日より実施されます。2017年4月1日までに税務処理を行わない場合、当該公告の規定に基づき、実施します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2540693/content.html>

4. 租税徴収管理方式に関する改革試行拠点範囲の一層の拡大に関する公告

税関総署は2017年2月27日に「租税徴収管理方式に関する改革試行拠点範囲の一層の拡大に関する公告」（税関総署公告2017年第12号）を公表しました。

税関総署は、租税徴収管理方式の改革試行拠点範囲を全国の海上運輸、陸上運輸、空輸の輸入、且つペーパーレス化の方式で申告される「中華人民共和国輸出入税則」の第72章から85章まで、及び第90章の製品に拡大しました。

計算式による価格決定、特別案件（反ダンピングと反補助金及び保障措置を実施することを含む）及びネットワークの特恵貿易協定における原産地証明書或いは原産地声明が未だ実現されていない場合は試行範囲に納めないと規定されました。

当該公告は2017年4月1日より実施されました。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info842811.htm>

5.

1) 中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年修訂）

国家発展と改革委員会及び商務部は2017年2月17日に「中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年修訂）」（国家発展と改革委員会 商務部令第46号）を公布しました。

「中西部地域外商投資優勢産業目録（2017年修訂）」は2017年3月20日より実施されました。これにより、「中西部地域外商投資優勢産業目録（2013年修訂）」は同時に廃止されました。

「外資投資産業指導規定」（国務院令2002年第346号）の規定により、当該目録に属する外商投資プロジェクトは奨励類外商投資プロジェクトの優遇政策を享受できます。当該目録の規定に合致している現在建設中の外商投資プロジェクトは当該目録に関連する政策に基づいて実行することができます。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201702/t20170217_838180.html

2) 「中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年修訂）」の実施に関する公告

税関総署は2017年3月17日に「『中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年修訂）』を実施することに関する公告」（税関総署公告2017年第14号）を公布しました。

「中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年修訂）」の適用範囲に属する外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む）について、投資総額以内で輸入する自社用設備及び契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術及び付帯部品・予備部品（「外商投資項目において免税としない輸入品目録」及び「輸入において免税としない重大技術設備及び製品目録」に掲載されている製品を除く）に対して、輸入段階の増値税を徴収し、関税の徴収を免除すると規定されました。公告は減税・免税の申請手続を詳細に規定しました。2013年度の修訂範囲に該当しない現在建設中の外商投資プロジェクトに対して、2017年度の修訂範囲に該当する場合、減税・免税の申請手続を行った上で、建設中プロジェクトに関わる輸入自社用設備ならびに契約に基づき上述の設備とともに輸入する技術及び付帯部品・予備部品について、優遇政策を享受することができます。ただし、すでに税金を徴収された輸入設備に対し、税金を還付することができません。

当該公告は2017年3月20日から実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info842823.htm>

6. 増値税電子普通発票の推進に関する指導意見

国家税務総局は2017年3月21日に「増値税電子普通発票の推進に関する指導意見」（税総発2017年31号）を公布しました。

2015年12月1日より、税務総局が増値税発票管理新システム（以下、「新システム」）による増値税電子普通発票の発行を推進しています。国家税務総局は増値税電子普通発票をさらに推進するために、以下の改善意見を提唱します。

- 1) 電子発票の推進をハイレベルで重視すること
- 2) 問題を中心とし、重点業界において重点的に推進すること
- 3) 電子発票サービス・プラットフォーム建築を規範化すること
- 4) 納税者の宣伝及びトレーニング作業をすること
- 5) 電子発票コーディング及び発票コード付きプロセスを規範化すること
- 6) 税金統制システム用専用設備の発行を簡潔にすること
- 7) サービス対象に対する監督管理を強化すること
- 8) 責任を明確にし、部門間の協力を強化すること

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2540586/content.html>